温暖化防止うらやす　令和２年度臨時総会資料

1.日時　　２０２０年８月２１日（金）　１５：００～１６：３０

2.場所　　浦安市市民プラザ　サロン５

3.検討項目

令和２年度事業計画（修正案）

令和２年度予算（修正案）

その他　令和元年会計監査報告書

4)閉会

地球環境はこのままでは取り返しがつかないことになっていくことが分かってきました。自分たちの作ったツケを子や孫に回さないために、それぞれが自分のできることをやっていくことが大切です。

地球温暖化は間違いなく起こっており、その原因は人為的なもので、ＣＯＰ２１で締結された「パリ協定」で全世界が協力して２℃未満(1.5℃)を目標として達成計画を立て実行する約束をしました。

環境省のパリ協定を受けたアクションプランは中長期的には、イノベーションで全く発想を変えた技術・投資で未来を創ろうしていますが、まずは自分たちのできること、地域でできることをやるから始めるとしています。当面、環境省は『COOL　CHOICE』を中心に展開すると思われます。

温暖化防止うらやすは、千葉県温暖化防止推進員を中心に広く環境保全活動に関心ある浦安市民が会員となって『**ゆるやかな運営**』を基本として『**浦安市地域における地球温暖化防止活動に関し、地方自治体、各種団体、企業、市民などとの連携により、その推進と普及を図る**』という会の目的を果たすために、『**温暖化防止と地域における環境問題**』をテーマに活動を行っています。

温暖化防止うらやすができることを、みなさんと共に考え、一歩進んだ行動をしたいと思います。

第１号議案　令和元年度事業報告

① 定例会

会の運営の検討及び進捗確認と会員相互の情報交換を行うために定例会を開催。　計６回

５月 16 日（木）　令和元年度総会　環境フェア(5 月 18 日)企画検討　終了後懇親会

７月 18 日（木）　定例会　「環境学習プログラム」展開について検討

９月 19 日（木）　定例会　環境フェア結果報告・市民活動フェスティバル企画検討

・市民意識調査について意見交換

11 月 21 日（木）　定例会　市民活動フェスティバル報告

１月 16 日（水）　定例会　地球温暖化意識調査ふりかえり　終了後新年懇親会

３月度　（新型コロナウイルス感染防止のため開催中止）

② 市主催イベントに参加

浦安市主催のイベントに参加し、市民に対し地球温暖化防止をテーマに啓発。

６月１９日（土）　浦安市環境フェア　（浦安公園）

・手回し電動カーレースの展示

・温暖化防止啓発パネル展示と説明、関連パンフレット配布

11 月 10 日　浦安市民活動フェスティバル（まちづくり）

・パワー君（車輪型発電機　手回し)、ワットメーター（白熱電灯・蛍光灯・ＬＥＤのアンペア表示）の展示及び体験

・市民意識調査結果パネル展示及び広報

③ 環境問題研究会

	テーマと進捗結果	メンバー
会員持ち回り勉強会	会員持ち回りで、勉強会（自由テーマとし発表と質疑応答 30 分程度）を実施（発表者　敬称略） ７月　講演会報告「地球温暖化とこれからの暮らし」 ９月 11 月　環境学習「ごみと地球環境」実施内容 １月　勉強会報告「新学習指導要綱」	岡部 島野 島野
アンケート調査	・『IT を利用した浦安市民のエネルギー・環境意識調査』の実施。	大西・島野・市坪・林・川島
浦安の温暖化評価	・会員の桜マイ標本木の開花日観測	大西

④ ホームページの充実

会活動の活性化のために、会員間の情報共有と会の活動成果を随時発信

HP アドレス　http://ohnishi.ecnet.jp/dummy/OnBouUrayasu

⑤ **イオンイエローキャンペーンに参加**　期間　４月から２月

：イオン様より　17､000 円相当ギフトカード　　平成 31 年 4 月受領

⑥ **その他**

・会員は各自で千葉県温暖化防止推進員登録を更新し、研修会に参加した。

・「温暖化防止うらやすの広報パンフレット」を作成し、市民胃炎と等で配布した。

・その他、会の目的を達成するための活動を行った。

第２号議案　令和元年度会計報告及び監査報告

１．活動計算書（平成元年４月１日～令和２年３月３１日）　　（単位：円）

科　目	予算額（A）	**決算額（B）**	増減(B-A)	摘　　要
Ⅰ経常収益				
受取会費（年）	20,000	**16,000**	4,000	@1,000 ×15 名(含む 30 年度分１名分)
その他収益	17,800 120,000	**17,710** **21,654**	90 98,346	ｲｵﾝｷﾞﾌﾄｶｰﾄﾞ受領 市民活動・調査啓蒙活動積立金取崩し
経常収益計	157,800	**55,364**	102,436	
Ⅱ経常費用				
活動費支出	120,000	**21,654**	△98,346	市民活動・調査啓蒙活動費用
消耗品費	8,000	**14,073**	6,073	環境ﾌｪｱ（213＋ｲｵﾝｶｰﾄ 2,413）市民活動ﾌｪｽ(ｲｵﾝ 1,778) その他資料運搬用バック等（ｲｵﾝ 9,669）
印刷費	8,000	**1,000**	△7,000	環境ﾌｪｱ
運送費	2,500	**1,477**	△1,023	環境ﾌｪｱ（環境財団ﾊﾞﾅｰ返却）
その他費用	5,000	**10,141**	5,141	総会会議打合補助 6,291、市民活動ﾌｪｽ弁当等(ｲｵﾝ 3,850)
経常費用計	143,500	**48,345**	△95,155	
当期財産増減額	14,300	**7,019**	△7,281	
前期繰越正味財産額	97538	**172295**	74,757	財産額 193,949 円から 21,654 円取崩す
次期繰越正味財産額	111,838	**179,314**	67,476	
（次期調査用積立金）	162,269	**140,615**	△21,654	市民活動・調査啓蒙活動積立金

２．市民活動・調査啓蒙活動計算書　　（単位：円）

	予算額	決算額	摘　　要
Ⅰ経常収益			
受託収入	120,000	21,654	市民活動・調査啓蒙活動積立金一部取崩し
Ⅱ経常費用			
プロバイダー契約料	15,000	8,294	ﾄﾞﾒｲﾝﾌﾟﾛﾃｸｼｮﾝ料 1,058、ﾚﾝﾀﾙｻｰﾊﾞｰ利用料@1404×5回、振込料216
インセンティブ費	30,000	0	ｸｵｶｰﾄ等
広報費	10,000	0	調査ｱﾝｹｰﾄ広報掲載費等
事務用品購入費	5,000	0	ｱﾝｹｰﾄ広報用用紙代等
論文投稿料	50,000	0	
通信費	5,000	0	
予備費	5,000	13,360	・補助金活用検討会議補助10,000円 ・流山市打合せ３名分出張費3,360円
経常費用計	120,000	21,654	
Ⅲ経常収支差額	0	0	

３．貸借対照表（当期末令和２年３月３１日；　前期末平成３１年３月３１日）　　（単位：円）

科　目	当期末(A)	前期末(B)	増減(A-B)	摘　　要
Ⅰ資産の部				
現金	0	0	0	
普通預金	179,314	193,949	△14,635	内、次期調査啓蒙活動積立金140,615
資産合計	179,314	193,949	△14,635	
Ⅱ負債の部				
負債合計	0	0	0	
Ⅲ正味資産の部				
前期繰越正味財産額	193,949	96,411	97,538	
当期正味財産増加額	179,314	97,538	81,776	
正味資産合計	179,314	193,949	△14,635	内、次期調査啓蒙活動積立金 140,615円＝162,269円―21,654円
負債・正味財産合計	179,314	193,949	△14,635	

会計担当：市坪　宏

会計監査報告書

令和元年度「温暖化防止うらやす」の決算にあたり、会計監査を実施した結果、諸帳簿並びに現金及び預金の収支は適正に処理されており、計数的な過りは認められなかったので、「温暖化防止うらやす」会則第６条５項に基づき適正でありましたことを報告します。　　令和２年８月２１日

監事：杉村　直

第３号議案　令和２年修正事業計画（案）

（年度方針）

浦安市主催イベント他で、活動成果を踏まえて市民への啓発活動を行う。

環境学習等啓発のための活動を組織としての活動として取り込む。

会の継続的活動基盤を維持するために、新規会員獲得により運営充実を図る。

特に本年は、新型コロナウイルス感染防止状況に合わせた柔軟な運営を行う。

【活動計画】

①　定例会　８・９・11・１・３月　原則第３木曜日

定例会で活動等の運営検討・報告および情報交換により会の目的の推進を行う。

会員持ち回りで、**勉強会（自由テーマとし発表と質疑応答　30 分程度）を実施する。**

発表者は各例会で次回発表者を決定する

②　環境問題研究会活動

・会員は、「環境問題研究会（分科会）」に参加する（複数以上への加入も可、随時受付）

・研究会テーマは①温暖化防止、②広義の環境課題のいずれも可とし、テーマ賛同者が共同で参加・研究し、結果を定例会で報告する。

例）環境学習ツールの作成、環境家計簿の推進、桜の開花日観察・・・・

・新テーマの提案や、分科会会員登録は、定例会で報告し、会として状況・進捗把握を行う。

・研究成果を実活動に移す場合は、会全体で協力を行う。

「環境問題研究会（分科会）」の運営

各環境問題研究会（分科会）	テーマ	ﾘｰﾀﾞｰ･ﾒﾝﾊﾞｰ
調査・研究	・環境に関わる調査の実施 ・調査結果の広報	大西・島野 市坪・林・ 川島
環境学習ツールの作成	・小学校他に向けた環境学習プログラム等の作成 ・公民館他で環境啓発プログラムを働きかけ実施	島野・広田 川島・神尾
浦安の温暖化評価	・浦安の温暖化観測データの集計（サクラ開花日観測）	大西・全員
環境家計簿の普及	・会員実施で課題発見と解決をはかり、イベントなどで市民（主に女性団体）への働きかけを行う	團
他団体と協働し 温暖化対策を啓発	・市民大学公開講座企画・運営の協力	川島・島野 神尾

③　イベントへの参加

浦安市環境フェア・市民活動フェスティバル等への参加を通じ、市民への地球温暖化啓発を行う。
新型コロナウイルス感染防止状況に柔軟に対応する。

④ **ホームページにより、会員間の情報共有化及び市民への情報発信**

会員は、情報共有化充実のため、ホームページを通じて積極的に情報提供を行う。
定例会での勉強会、環境問題研究会の成果を掲載する。

・運営管理者：大西・川島・広田

⑤ **その他**

・会員は千葉県温暖化防止推進員登録を更新し、勉強会などに参加する。

・浦安市役所環境部門、うらやす市民大学、市内環境保全団体等と協働し市民啓発を行う。

・イオンイエローキャンペーン登録継続

・市民啓発及び会員入会勧誘のため、『温暖化防止うらやすの広報パンフ』をイベントなどで配布。

・その他、会の目的を達成するための活動を行う。

第４号議案　令和２年度修正予算（案）

令和２年度活動修正予算書（案）　　（単位：円）

	予算額	摘　　要	前年度予算額
Ⅰ経常収益			
受取会費（年）	5,000	@1,000ｘ5名	20,000
資料収入	6,000	講習会ﾃｷｽﾄ代	6,000
その他収益	17,000 120,000	ｲｵﾝｷﾞﾌﾄｶｰﾄﾞ（黄色いﾚｼｰﾄ）受贈 調査啓蒙活動積立金取崩し	17,800 120,000
経常収益計	148,000		163,800
Ⅱ経常費用			
活動費支出	90,000	市民活動・調査啓蒙活動費	120,000
賃借料	3,900	@480×1回、@3,420×1回	960
消耗品費	2,000	ｲﾍﾞﾝﾄ出展１回	8,000
印刷費	4,000	講習会資料印刷	8,000
運送費	1,000	ｲﾍﾞﾝﾄ資料送付代	2,500
諸謝金	30,000	当団体主催講習会講師謝金	5,000
その他費用	17,000	イオンギフトカード対応費用	17,800
経常費用計	147,900		162,260

当期正味財産増減額	100		1,540
前期繰越正味財産額	179,314	調査啓蒙活動積立 120,000 取崩	97,538
次期繰越正味財産額	179,414		99,078

第 5 号議案　その他

① 役員選任の件

令和 2 年度役員（案）

代表　　川島　謙治

副代表　　島野　圭司

事務局長　　広田　由紀江

会計担当　　市坪　宏

監事　　杉村　直

② 2 年度修正スケジュール（案）

	例会	イベント等（予定）	環境問題研究会
8 月	**8/21（予定）** 2 年度総会	総会・懇親会	開催し成果を例会で報告。
9 月	**9/17** 9 月度例会		
10 月			
11 月	**11/19** 11 月度例会	市民活動フェスティバル（予定）	
12 月			
1 月	**1/21** 1 月度例会	新年懇親会	
2 月			
3 月	**3/18** 3 月度例会		

例会は　原則・開催月の第 3 木曜日　15:00～16:50　市民活動センター

「温暖化防止うらやす」会則

（名称、事務局）

第 1 条 この会は、「温暖化防止うらやす」 （以下、本会）と称し、事務局を事務局長宅に おく。

（目的）

第 2 条 本会は、浦安市地域における地球温暖化防止活動に関し、地方自治体、各種団体、企業、市民などとの連携により、その推進と普及を図ることを目的とする。

（会員）

第 3 条 本会の会員は、第 2 条の目的に賛同する浦安市在住の千葉県温暖化防止活動推進員ならびに浦安市に在住する者で構成する。

第 4 条 入会または退会を希望する者は、事務局長に申し込むものとし、定例会の承認を得て、入退会を認める。

（役員）

第 5 条 本会に次の役員をおく。

１．代表 １名

２．副代表 １～２名 （兼務可）

３．事務局長 １名 （兼務可）

４．会計担当 １名 （兼務可）

５．監事 １名

６．特別職 （随時若干名）

第 6 条 役員は、次の職務を担当する。

１．代表は、会務を統括し、本会を代表する。

２．副代表は、代表を補佐し、代表不在時はその職務を代行する。

３．事務局長は、本会に関する事務全般を行う。

４．会計担当は、本会に関する会計事務全般を行う。

５．監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

６．特別職は、必要時に顧問等として有識者に依頼するものであり、本会の 目的達成のために補助、助言する。

第 7 条 役員は、総会により任免される。

第 8 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（活動）

第 9 条 本会は、第 2 条の目的達成のために、以下の活動を行う。

１．浦安市民としての地球温暖化防止活動

２．地球温暖化防止についての啓発、自己研修、調査、および研究

３．市民、市民団体、企業、行政などに対しての提案、提言

４．学習会、講師派遣、出前講座、および展示等の実践活動

５．目的達成に関する広報活動

６．その他、目的達成に必要な活動

（会計年度）

第 10 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（総会）

第 11 条 本会の最高意思決定機関である「総会」は、年 1 回代表の招集により、会計年度 終了後 2 ヵ月以内に開催し、次の事項を審議、決定する。

１．事業計画および予算

２．事業報告、決算および会計監査報告

３．役員の選任および解任

４．その他、会の運営に関する重要事項 第 12 条 総会は、会員の過半数の出席で成立し、同数のときは議長の決するところとする。

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、 （電子メールを含む）委任状を提出することができる。委任状提出会員は、総会に出席したものとみなす。

（定例会）

第 13 条 全会員で構成する定例会は、原則として 1 ヵ月に 1 回開催する。本会の運営にかかる諸事項はすべて、あらかじめ、定例会の検討、審議を経るものとする。

第 14 条 定例会における議決事項は、次にかかげる事項とし、議事は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

１．あらかじめ通知した事項

２．会員による（電子メールを含む）提案事項

（会費等）

第 15 条 本会を運営するための経費は、会費、およびその他の収入をもって充てる。

第 16 条 本会の会費は、年会費 1,000 円とし、原則として各年の 4 月末日までに納入するものとする。本会を運営するための経費に不足が生じる場合は、総会、定例会で 検討、審議を経て、臨時に会費を徴収することを決定する。

また、会費の額を変更または徴収しない場合も同様の鉄好きをもって、承認を得るものとする。

（会計規程）

第 17 条 本会の会計は、別途定めた「温暖化防止うらやす」会計規程を適用する。

（規定の改廃）

第 18 条 この規定を改廃する場合は、事務局長の提案に基づいて総会の決裁を受けなければならない。

［付則］

（ア）本会則の施行上必要となる細則は、定例会で決定する。

（イ）平成 19 年 7 月 3 日施行

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 5 月 2 日改正

平成 26 年 5 月 1 日改正

令和 2 年 8 月 21 日改正

「温暖化防止うらやす」会計規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、「温暖化防止うらやす」（以下、当団体）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、当団体の活動状態、財政状態を明らかにすること、透明性のある運営と今後の活動の向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当団体の会計に関する事項は、会則に定めがある場合のほか、この規程を適用する。

（会計処理の原則）

第３条　正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則、継続性の原則に則って処理する。

（会計年度）

第４条　会計年度は会則に定める活動年度にしたがい、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（会計の区分）

第５条　補助金などの活動が発生した場合は合理的な基準でその活動を区分する。

（会計責任者）

第６条　会計責任者は会則にある会計担当とする。

（決算報告）

第７条　会計責任者は決算書類「活動計算書、貸借対照表、及び財産目録」を毎年度終了後速やかに提出し、期末より２ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

（監査報告）

第８条　監事は会計監査と業務監査を実施する。決算報告の際には監査報告を添付する。

（規定外事項）

第９条　この規程に定めがない事項については、事務局長及び会計担当において協議し、代表（副代表）の決裁を得て指示するものとする。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、事務局長の提案に基づいて総会、定例会の決裁を受けなければならない。

第２章　勘定科目及び帳簿組織

（勘定科目）

第 11 条　活動計算書及び貸借対照表に於ける勘定科目は別途に定める。

（会計帳簿）

第 12 条　主要会計帳簿は、現預金出納帳（仕訳帳含む）とする。補助簿は会員台帳とする。今後、固定

資産台帳、物品台帳、寄付金台帳などを設けることがある。

（帳簿の更新）

第 13 条　帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

（帳簿の保存期間）

第 14 条　当団体は現在、法令による帳簿保存義務はないが、継続して保存するものとする。保存会計関係書類を処分するときは、総会、定例会で承認を得ることとする。

第 3 章　金銭出納

（会費の徴収）

第 15 条 会費は年 1 千円とし、原則として各年 4 月末日までに納入する。但し、臨時会費を徴収することがある。その際は、会計担当が定例会、総会にて理由説明の上、承認を得るものとする。

また、会費の額を変更または徴収しない場合も同様の手続きをもって、承認を得るものとする。

（金銭の範囲）

第 16 条　この規程で金銭とは、現金及び銀行預金「千葉銀行新浦安支店普通預金」をいう。

（出納責任者）

第 17 条　出納責任者は会計担当とする。

（出納責任者の交代）

第 18 条　交代した場合は、銀行口座の名義変更、キャッシュカードの変更をする。

（金銭の出納）

第 19 条　金銭の出納は当団体の定めた証憑類により会計担当が行い、証憑類のない入出金は一切行わない。会計担当が不在の場合は事務局長が代行する。

（金銭出納における証憑類）

第 20 条　金銭出納に関する証憑類は以下のものとする。

（1） 支払請求書、（2）領収書（3）その他事務局長が認めたもの

領収書などのない経費精算が生じた場合は、支払証明書、交通費精算書などを作成する。日時、支払先、目的、金額などを記載し、本人署名の上、提出する。

（必要経費の承認と支払い）

第 21 条　講師への謝金、什器備品の購入など臨時に費用が発生する場合は、原則事前届出とする。支払い承認者は代表、副代表とする。

（小口現金と限度額）

第 22 条　会計担当は日々の小口支払いのために現金を保有することができる。その限度額は 1 万円とする。

（現金、銀行預金の実査）

第 23 条　会計担当は入出金の都度、現金出納帳と照合する。また、銀行預金は定期的に通帳記帳を行い、預金出納帳と照合する。

（監事による実査）

第 24 条　監事は現金及び銀行預金と現預金出納帳の照合をする。

（現預金の過不足）
第 25 条　会計担当は現預金に過不足が生じた場合は、速やかに定例会で報告、その処理を決定する。

第４章　固定資産、物品
（固定資産の範囲）
第 26 条　固定資産とは、耐用年数１年超で、かつ、取得価額が１０万円以上の有形固定資産及びその他資産とする。
（物品の範囲）
第 27 条　物品とは、耐用年数が１年以上のもので、取得価額が１０万円未満の消耗品をいう。
（固定資産、物品の購入と記帳）
第 28 条　固定資産、物品の購入に際しては、総会、定例会で承認を受けなければならない。
固定資産は固定資産台帳に記載、物品は固定資産に準じて物品台帳を設け、その記載を行わなければならない。

第５章　予算
（予算の目的）
第 29 条　予算は、各会計年度の活動計画を明確な計数的目標によって表示し、活動の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものとする。
（予算編成と承認）
第 30 条　予算は活動計画案に従って立案し、調整及び編成は代表、副代表、事務局長、会計担当で行う。
予算は総会にて審議、承認される。

附則
この規程は平成２４年６月１日から施行する。（平成２５年５月２日）
附則
この規定は令和２年８月２１日から施行する。

［付則］
（ア）本会則の施行上必要となる細則は、定例会で決定する。